よこすか
くらしのニュース
2016
NO.136

◆高齢者に消費者トラブルが多いのは何故？
防ぐためには！　・・・・・・・・・・・・・・・・・1～3ページ

◆平成27年度商品量目立入検査結果　・・・・・・・・・・4ページ

発行
横須賀市消費生活センター
横須賀市本町2丁目1番地
市立総合福祉会館2階
電話 046-821-1312
相談 046-821-1314
FAX 046-821-1315

高齢者に消費者トラブルが多いのは何故？防ぐためには！

高齢者が消費者被害に遭いやすいと言われています。高齢者は「お金」「健康」「孤独」という3つの不安を抱えています。

悪質事業者は、このような高齢者の弱みにつけ込み、不安をあおり、親切そうに振る舞って信用させ、大切な財産を狙ってきます。

今回は、悪質事業者の手口を知っていただき、まずは、「知らない電話には出ないよう留守電にしておく。」「他人が訪問してきても簡単にドアを開けない。」ことから始めてください。

不審な場面に遭遇した場合には、直ぐに消費生活センターにご相談ください。

1. 知っておこう！「劇場型」のだましの手口

事例

ある日、A社の株式公開準備室スタッフと名乗る人から電話が掛かってきた・・・

A社　「ぜひ当社の未公開株を買ってほしい。詳しいパンフレットを送りますから見てくださいね。」

（後日、金融庁職員と名乗る人から電話がかかってきた）

偽職員　「近頃、未公開株がらみの詐欺が多発しているので、注意を呼びかけています。最近、勧誘とかはありませんでしたか？」

あなた　「そういえばA社というところから勧誘がありました。」

偽職員　「A社ならもうすぐ上場する予定なので安心ですよ。私も欲しいくらいです。購入した方がいいですよ～」

あなた　（「公的機関のお墨付きなら安心だ」と思って、後日、購入してしまう。・・・

しかし、A社は上場どころかすぐに倒産してしまった。

アドバイス

○金融庁などの公的機関が未公開株や社債の取引に関与することはありません。

○「金融庁」「財務局」「消費生活センター」「証券取引等監視委員会」などの公的機関を連想させるような名称を使用していたら注意してください。

○電話での勧誘などには、すぐに応じないでください。

◎「特定の人しか買えません」「期間限定」「高く買い取ります」「代わりに申込んで」といった「もうけ話」を安易に信用しないでください。

2. 知っておこう！「健康食品の送りつけ商法」の手口

事例

突然電話がかかってくる・・・

悪質事業者　「以前お申し込みいただいた健康食品を今から送ります」

あなた　「そんなの頼んでないけど？」
（申し込んだ覚えがないので断る）

悪質事業者　「注文を受けた時の録音もある。裁判に出してもいいんだよ。」

～後日、商品とともに現金書留封筒が送られてくる。～

アドバイス

○申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければきっぱりと断ってください。

○断ったにもかかわらず一方的に送りつけられた場合、送り主の事業者名などを控え、商品の受け取りを拒否してください。

○承諾もなく、一方的に送り付けられた場合には、２週間の保管期間を経過すれば、処分できます。

◎電話で勧誘されてしかたなく承諾してしまった場合でも、一定期間内であればクーリング・オフができます。

3. 「東京オリンピック」開催に便乗した手口なども知っておこう！

事例

ある日、Ａ社という会社から立派なパンフレットが送付されてきた。その中には、東京オリンピック開催予定地の近隣の用地買収などを行っていることや、１口 10 万円の社債募集を行っていることが記載されていた。数日後、別のＢ社の社員を名乗る人物から電話がかかってきた・・・

Ｂ社　「オリンピックの開催が決まって土地の値段が上がるから、もしＡ社のパンフレットを持っていたらＡ社の社債を代わりに購入してほしい。」

あなた　（「Ａ社のパンフレットってすごく立派だったから大丈夫よね。」と依頼を承諾してしまう。）・・・

～数日後、警察官を名乗る人から連絡が入る～

偽警官　「Ｂ社の社員を逮捕した。Ａ社の社債を申し込んだあなたにも責任があるから財産を差し押さえる。詳しくは今から弁護士と話をするように。」

偽弁護士　「差し押さえを回避するためには指定した金額を支払うことになる。宅配便で送ってください。」

アドバイス

○この他にも、オリンピックの競技施設を建設するための債権、用地を購入するための債権、競技施設の建設を請け負う会社の債権などを材料に、架空のもうけ話を持ち込みます。中には、「東京オリンピックの入場券をプレゼントする」といった話をちらつかせて近づいてくる場合もあります。

○「東京オリンピック」の開催に便乗した手口は、これからも増えることが予想されます。十分に注意してください。

○少しでも不安を感じたら、相手にせずにすぐに電話を切ってください。

○「劇場型」の手口は、それぞれの時期や話題に合わせて、巧みに内容を変えてきています。

◎最近では、2016年4月から始まる電力小売全面自由化に合わせて、これらを題材にした悪質な手口が実際に起きています。

4. 「詐欺被害者の声」を参考に手口を知っておこう！

○「なぜみんな騙されるのかしら」と話していたのに、いざ自分に電話があって助けを求められたら息子と疑うことなく、お金を下ろして渡してしまった。

○怪しいと思って確認したら「オレオレ詐欺じゃないよ」と言われ信じてしまった。

○息子の名前を言ってきたので、信じてしまった。

○事前に息子を名乗る人物から携帯電話の番号が変わったと言われ、登録番号の変更をしていたので、着信に表示された息子の名前を見て、すっかり信じてしまった。

○郵便局の窓口で局員から使い道や振込先との関係を何度も聞かれたが、「話が大きくなると会社に知れてクビになっちゃうから郵便局の人には余計なことを言わないで」と言われていたので「間違いありません。大丈夫ですから。」と怒って強引に振り込んでしまった。

○「サラ金から借りなければいけない」と言われ慌ててお金を送ってしまった。

○銀行の窓口で「詐欺の可能性はありませんか」と何度も確認されたが、自分はそんなものに遭うはずがないと思っていたので「失礼じゃないか」と怒って、強引に振り込んでしまった。

○「レターパックに“現金を入れることはできません”って書いてあるけど本当は大丈夫だから送って」と言われて送ってしまった。

○「ＡＴＭで振り込んでほしい。操作方法を絶対に銀行員に聞かないで。」と言われていたが、分からず聞いてしまった。銀行員から使用目的について何度も聞かれたが、「旅行代金です」とウソをついて振り込んでしまった。

◎これらのことは、決して他人事ではありません。「自分は大丈夫」と思い込まず、常に疑う心を持ちましょう。

◎恥ずかしいと、一人で悩んで判断せずに、必ず誰かに相談してください。

＊振り込め詐欺の事案は、犯罪なので、警察に相談していただく案件ですが、高齢者の被害が多いことから掲載します。

平成 27 年度商品量目立入検査結果

消費生活センターでは、商取引における適正な計量を確保するため、商品の流通量が増加する中元時期と年末・年始時期の年２回、市内のスーパーや生協などが自店で計量しパック詰め販売している生鮮食料品（精肉、鮮魚、野菜・果物、惣菜など）を対象に、内容量が表示どおり正しく入っているかどうかを調べる商品量目立入検査を行っています。

量目検査成績

検査戸数	12 戸	不適正戸数	1 戸	不適正戸数率	8.3%
検査件数	342 件	不適正件数	3 件	不適正件数率	0.9%

＊ 不適正戸数とは、不足件数が検査件数の５％を超えた店舗数をいいます。
＊ 不適正件数とは、量目公差（計量法で定められた不足量の許容範囲）を超えた不足件数をいいます。

品種別成績

品種 / 項目	食肉類		魚介類		青果類		その他		計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
過　量	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	3.8	3	0.9
正　量	78	100.0	90	100.0	92	96.8	76	96.2	336	98.2
不　足	0	0.0	0	0	3	3.2	0	0.0	3	0.9
計	78	100.0	90	100.0	95	100.0	79	100.0	342	100.0

＊ 過量とは、計量法令等で定められた基準を超えて多いものをいいます。
＊ 不足とは、量目公差（計量法で定められた不足量の許容範囲）を超えて少ないものをいいます。

消費生活に関する相談窓口のご案内

横須賀市消費生活センター（横須賀市にお住まいの方のみ）

相談受付時間：　月曜から金曜（年末年始・祝・休日を除く）
午前９時 ～ 午後４時
電　話　番　号：　０４６−８２１−１３１４

※土、日、祝・休日・夜間のご相談は
かながわ中央消費生活センターへ

相談受付時間：　月曜から金曜（年末年始・祝・休日を除く）
午前９時３０分 ～ 午後７時
土・日・祝・休日
午前９時３０分 ～ 午後４時３０分
電　話　番　号：　０４５−３１１−０９９９

R100
古紙配合率 100% 再生紙を使用しています